

技 第 2 0 7 号
平成17年2月21日

県土整備部各課
各出先機関の長 様

技術管理課長
(公印省略)

「電子納品運用ガイドライン(案)」の改訂について(通知)

電子納品については、平成15年4月から試行が開始され、平成19年度までに全ての事業に導入する予定であります。国土交通省で策定している電子納品に関する要領(案)や基準(案)が改訂されたこと、併せて現在試行している電子納品の受発注者等の意見等を踏まえ、現行の「電子納品運用ガイドライン(案)」を別添のとおり改訂したので通知します。

なお、改訂した「電子納品運用ガイドライン(案)」の適用月日等は、下記のとおりですので留意願います。

記

1. 適用月日 平成17年4月1日以降契約を締結する案件からとする。
2. その他
 - ・改訂概要及び留意事項は、別紙のとおり。
 - ・改訂したガイドラインは、県庁ホームページに掲載。

http://www.pref.chiba.jp/syozoku/i_gikan/densi_noohin/noohin_top.htm

改訂概要

- 1 国土交通省の「電子納品運用ガイドライン（案）」及び関東地方整備局の「電子納品に関する手引き（案）」を参考とした改訂。
- 2 平成19年度の全面実施に向け、対象とする設計金額を明記。（試行計画）

工事の対象設計金額

設計金額	1千万以上		電子納品対象工事	
		5百万以上		
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度

委託の対象設計金額

設計金額	1百万以上	1百万以上	電子納品対象委託	
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度

- 3 CAD図面の形式をSXF（sfc）に統一。
- 4 写真のサイズを原則統一（1,280×960）。
- 5 （財）千葉県建設技術センターが民間事業者と共同開発した電子納品成果品作成支援ソフト「CSツール」を使用した場合、形式チェックを受発注者双方が省略できることとした。
- 6 検査時の機器の用意は、発注者とした。
- 7 報告書1ファイルの容量を30Mバイトとした。

留意事項

- 1 工事においては、写真の紙での提出を禁止とし、委託の検査時には、照査や最終協議段階で使用した紙資料で受験しても良いこととした。
- 2 発注時における事前協議を必ず実施し、後々のトラブルを起こさないこと。
- 3 委託において、貸与図面が紙図面やCAD製図基準に準拠していない場合、電子データでの納品を求めないこと。
なお、紙図面のスキャンニングサービスは（財）建設技術センターが有料で行っている。
- 4 副本保管料の計上漏れの無いように留意すること。